

第12回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委 員 出 欠 表

第12回定例会 令和6年3月28日

開会 14時10分 閉会 16時50分

出席委員
(23名)

会長 依田 繁二	会長代理 船田 寿夫
1 小野澤 文利	14 柳澤 大作
2 笹平 民男	15 上原 真由美
3 檜原 龍太郎	16 北沢 秀則
5 小野 高男	17 武舎 和久
6 杉田 修司	18 山田 貴司
7 小宮山 信幸	推進 上原 敦夫
8 保科 正行	推進 五十嵐 秀人
10 井出 藤男	推進 伊藤 茂
11 田口 千秋	推進 白石 文生
12 比田井 尚良	推進 大塚 和信
13 田中 章	

議事録署名委員
出席職員
(7名)

8 保科 正行	10 井出 藤男
農業委員会事務局	
事務局長	小林 幸司
事務局次長	小宮山 真二
事務局	小林 誠司
事務局	佐藤 一弥
事務局	小林 千恵美

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画について

第8回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

事務局 総会前に営農型太陽光発電施設現地視察お疲れ様でした。ただいまから第12回農業委員会定例総会を始めてさせていただきます。それではまず、開会につきまして船田代理の方からお願いいたします。

会長代理 暑さ寒さも彼岸までということをよく言いますが、彼岸を過ぎても寒い日が続いていますが、桜の開花にはもうしばらくかかるのかなとそんな状況です。大変お忙しい中お集まりを頂きましてありがとうございます。ただいまより第12回定例総会並びに全員協議会を始めさせていただきます。よろしくお願いします。

事務局 ありがとうございます。続いて依田会長からご挨拶をいただきまして、その後、議事録署名人の指名及び議事進行につきまして会長からお願いいたします。

会長 皆さんこんにちは。大変寒い中、現地確認をして頂きましてありがとうございます。

今月の委員会関係の主な行事を申し上げます。3月11日に東御市財産処理委員会、21日に役員会、25日に人・農地プラン検討委員会、26日には長野県農業会議臨時総会が長野市自治会館で行われました。明日は6次産業化推進協議会が行われます。なお、農業委員会事務局に人事異動があり局長と次長が異動になりました。詳細は事務局からお話があります。

それではただいまから定例総会に入ります。本日の議事録署名は8番の保科正行委員と10番の井出藤男委員にお願いします。議案審議に入りますのでよろしくお願いします。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

3-1 ○○番○○、図面は1ページをご覧ください。○○から○○メートルほど北西にある農地です。譲渡人、譲受人ともに○○の方です。譲受人は、譲受人農地の進入路を確保するため譲受けるものです。譲受人農地に隣接しており、問題ないと判断しました。

3-2 ○○番○○、図面は2ページをご覧ください。○○から○○メートルほど北にある農地です。譲渡人、譲受人ともに○○の方です。これまでも譲受人が耕作しており、今回正式に所有権移転するものです。取得後は、ネギ、トマト、キュウリ等を栽培する予定です。譲受人自宅に隣接しており問題ないと判断しました

3-3 ○○番○○、図面は3ページをご覧ください。○○から○○

メートルほど南側にある農地です。譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇の方です。譲渡人は該当農地を相続しましたが農地管理ができないため譲渡すものです。取得後は麦を栽培予定です。譲受人の農地に隣接しており自宅からも近いため問題ないと判断しました。

3-4 〇〇番〇〇、図面は4ページをご覧ください。〇〇から〇〇メートルほど北東にある農地です。譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇の方です。譲渡人は該当農地を相続しましたが、高齢のため農地管理ができないことから譲渡すものです。譲受人は、もともと農業に興味があり農地を探していたところ申請農地を見つけて申請に至りました。譲受人の経営面積が〇〇平方メートルですが、譲渡人から管理機・草刈り機を譲受ける予定ですので機械の所有はできる状況です。申請地では、白菜、大根、トマトなどを栽培する予定です。譲受人自宅から車で〇〇分くらいと近いため問題ないと判断しました。

3-5 〇〇番〇〇、図面は5ページをご覧ください。〇〇から〇〇メートルほど北東にある農地です。譲渡人は、〇〇の方、譲受人は〇〇の方です。譲渡人は、農地整理のため譲渡すものです。申請地では、水稻を栽培する予定です。譲受人の経営面積が〇〇平方メートルですが、譲受人は農業経験があり、水稻を栽培している親戚と一緒に耕作をしていく予定です。譲受人自宅から車で5分くらいと近いため問題ないと判断しました。

3-6 〇〇番他〇〇筆、図面は6ページをご覧ください。〇〇から〇〇メートルほど南西にある農地です。譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇の方です。譲渡人は、〇〇に住んでいるため農地管理ができないことから譲渡すものです。譲受人は農業に興味があり農地を購入することとなりました。経営面積が〇〇平方メートルですが、耕運機を購入し耕作していきます。申請地では、キュウリ、トマト、ナスなどを栽培する予定です。譲受人自宅予定地に隣接しており問題ないと判断しました。

議長（会長） ありがとうございました。それでは、番号1の案件につきまして笹平委員より説明をお願いします。

笹平委員 譲受人の〇〇の水路の入り口の土手が〇〇メートルあり譲渡人の〇〇名義になっているので、名義変更のお願いをしたところ〇〇が応じてくださいました。問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどをお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。番号1の案件につきまして、それぞれご

意見、ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。

五十嵐委員 農機具の出入口はどこですか。

事務局 出入口の幅が広いので、そこから出入りしています。通路を分筆してその部分を譲受けます。

議長（会長） よろしいですか。

五十嵐委員 はい。

議長（会長） 他にはありませんか。ないようですので、採決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございました。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号2の案件につきましても笹平委員より説明をお願いします。

笹平委員 ○○年ほど前に譲受人の○○は土地を購入し家を建てました。その当時農業をしていなかったので農地の購入が出来ず、農業をしている親戚の○○の名前で登録しました。今回農地法が変わり農業をしていなくても農地を持てるようになったので、名義変更をしたいそうです。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。番号2の案件につきまして、それぞれご意見、ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

（全員挙手） ありがとうございました。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号3の案件につきまして山田委員より説明をお願いします。

山田委員 譲渡人の○○は現住所が○○です。出身は○○で、譲受人の○○と非常に近い場所で生まれ育った方です。農地の管理は非常に厳しいということです。この農地は長らく薬用人参の資材置場にして放置されていましたが、昨年から○○に対応してもらい麦を作れるまでになりました。所有権を移転し譲渡すということで話がまとまっているようです。息子さんもいますので後継者についても問題ないかと思います。よろしくご

審議をお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。番号3の案件につきまして、それぞれご意見、ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号4の案件につきまして杉田委員より説明をお願いします。

杉田委員 図面は4ページをご覧ください。場所は、〇〇から北東にあります。譲渡人は〇〇の〇〇、〇〇歳です。譲受人は〇〇の〇〇、〇〇歳です。高齢になり特段耕作をするというよりも、草の管理をしていました。高齢で管理ができないから譲りたいということでした。〇〇は、農地を持っていなかった方ですが、農作業が好きで家庭菜園を探していました。双方の意見が合致して、今回の申請になりました。周囲に対する影響もないですし、特段問題ないかと思いますのでよろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。番号4の案件につきまして、それぞれご意見、ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号5の案件につきましても杉田委員より説明をお願いします。

杉田委員 譲渡人は〇〇の〇〇、譲受人は〇〇の〇〇です。〇〇同士になります。〇〇の〇〇が相続する予定でしたが上手くいかず、〇〇の〇〇が相続しました。代が変わり、〇〇が所有していましたが、実際には〇〇が耕作していたので、農地法が改正され農地を持っていなくても農地を持てるようになったため〇〇から〇〇に名義変更をしたいということです。特段問題はないと思いますが、ご審議の方よりしくお願いしたいと思います。

議長（会長） ありがとうございます。番号5の案件につきまして、それぞれご意見、ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお

願います

(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号6の案件につきましても北沢委員より説明をお願いします。

北沢委員

譲渡人は〇〇の〇〇、譲受人は〇〇の〇〇です。申請農地について、譲渡人は経営規模の縮小、譲受人は経営規模の拡大で申請されています。特段問題はないと思いますが、ご審議の方よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（会長）

ありがとうございました。番号6の案件につきまして、それぞれご意見、ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。

小宮山委員

この案件も譲受人の受入れ面積が〇〇ですが、農業経験はありますか。また、農機具を所有しているのですか。畑にどんなものを作るのかお聞きしたいです。

事務局

番号6の案件につきまして説明いたします。まず、この農地で作る作物については、キュウリ、トマト、ナスなど一般的な自家消費用の野菜を栽培する予定となっています。また、機械は所有していませんが、今回所有権移転完了したところで耕運機を〇〇台購入する予定です。農業経験は、農業に興味があるということです。自分で勉強されとともに周辺の農家の皆さんにお聞きしながらやっていきたいという希望でいるとのこと。

議長（会長）

よろしいですか。

小宮山委員

ありがとうございました。

五十嵐委員

地図を見ると果樹園のマークですが、現状はどのようになっていますか。

事務局

1週間ほど前に確認させていただきまして、現状、更地のような状態になっています。ただ〇〇番の〇〇の北側は、一部クルミが植わっているという状態です。そちらのほうも自分たちで剪定しながら栽培していきたいという希望もあるそうです。

議長（会長） よろしいですか。

五十嵐委員 はい。

議長（会長） 他にご質問ありませんか。

小野澤委員 この挟まれている土地に譲受人の〇〇の住宅予定地となっていますが、これについて転用等の状況、それから現状、いつ住宅が建つのか、わかったらお願いしたいと思います。

議長（会長） 事務局お願いします。

事務局 ただいまの小野澤委員のご質問にお答えいたします。資料6ページをご覧くださいと真ん中に譲受人自宅予定地というところがあります。こちらについては東御市の移住定住で、空き地バンクとして非農地ではない状態の宅地のみとして売りに出していた案件です。またその所有者さんが今回申請に当たる〇〇番と〇〇番を農地として所有していましたが、たまたまこの宅地を所有される方が農地も一緒に購入して耕作したいという希望があり、話がまとまったので今回の申請に至っています。転用については必要ない案件ということでお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。今の説明でよろしいですか。

小野澤委員 了解です。

議長（会長） 他にご質問ありませんか。ないようですので、採決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。それでは次に、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について3件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

4-1 〇〇番〇〇、資料は7ページ、8ページをご覧ください。場所は〇〇の南西側にある農地です。住宅敷地の申請です。申請者は〇〇の方です。5条1番との関連案件です。申請者は、申請地の隣接地を譲

り渡す事に伴い土地を整理し、引き続き家庭菜園等で利用したいとのことです。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

4-2 ○○番○○、資料は9ページ、10ページをご覧ください。場所は○○の北西側にある農地です。住宅敷地の申請です。申請者は○○の方です。申請者は、申請地の隣接地の宅地とあわせて、既存住宅の建て替えを計画するもので、倉庫部分とあわせて農地の一部を転用するものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため転用はやむを得ないと判断しました。

4-3 ○○番○○、資料は11ページ、12ページ、13ページ、14ページになります。営農型太陽光発電の申請です。22ページ、23ページの別紙資料1をご確認ください。まず、申請概要について説明いたします。申請地の農地区分は農振農用地になります。農地面積は○○平方メートル、パネル下部の農地面積は○○平方メートルです。転用面積は支柱部分のみで○○平方メートルです。○○年○○月○○日付け・○○年○○月○○日及び○○年○○月○○日でそれぞれ○○年間の一時転用許可を受け、現在○○年営農を継続させている案件の○○回目の更新申請です。土地所有者と転用事業者は同一で○○さんです。栽培している作物はリンゴです。発電設備の種類は太陽光発電、パネル枚数は○○枚で、発電出力は○○キロワットです。申請事由は、営農を安定的に続けていくために、○○年前より申請地で再生可能エネルギーを活用する営農型太陽光発電施設による事業を行っており、営農、売電ともに良好なため、○○年間の更新をしたいとのことです。

続いて、確認事項について説明いたします。転用の更新は○○年を計画しており、営農の適切な継続の観点から、収量を減らさないように専門的な県の農業農村支援センターやJAの指導を仰ぎながら営農をしているという事です。支柱に関しては、簡易的で容易に撤去できる構造が必要ですが、申請内容については単管杭で行なうという事で、簡易的な構造になっています。申請人の○○は農業兼建設業のため、単管自体もご自分で建てられたという事で、もしこの単管が大雨や台風などで修復が必要な場合も、ご自分で速やかに修復できるという事で、問題ないと判断しました。最小限面積については、転用する面積がどのくらい必要なのかという事です。支柱本数○○本、引き込み柱が○○平方メートルという事で、必要最小限と判断しました。遮光率については、○○パーセントです。リンゴについては遮光率○○パーセント程であればパネルの影響はないと、農業農村支援センターやJAから指導が行なわれており、問題ないと判断しました。また、○○年間の実績の中でも品質に著しい劣化はなく、パネル未設置部分と出荷の品質等級を比較して

も差異はないとのことです。空間の確保については、支柱の高さが〇〇メートル、リンゴの木の間隔も〇〇メートルあり、列の間隔は〇〇メートルなので、作業に支障がないと判断しました。周辺農地への影響については、十分な距離が確保されており、近隣圃場への日照問題はありません。また、雨水も地下浸透で処理されています。雨等の影響は〇〇年間で発生していないので、問題ないと判断しました。撤去に必要な資力及び信用等については、撤去にかかる費用の見積書や資金の書類により確認されておりますので、問題ないと判断しました。

続いて、審査事項について説明いたします。適切な営農の継続の目安として、地域の平均的な単収の概ね８割の確保があげられます。地域の平均的な単収については、農業農村支援センターの管内実績や近隣のリンゴ畑を参考に〇〇アールあたり〇〇キログラムとしており、そちらとの比較としています。本更新で許可後〇〇年目になりますが、前年実績の収量が〇〇アール当たりの単収として、〇〇キログラムと自家消費〇〇キログラムで地域の平均単収の〇〇パーセントです。今後の単収見込みも〇〇キログラムですので、〇〇パーセントになります。そのため、地域の単収の概ね８割という数値については問題ないと判断しました。なお、〇〇年に園地の一部を改植するため、一時的に単収が減少する予定となっていました。が、農業農村支援センターやＪＡの指導も定期的に行なわれた結果、大きな単収の減少とはなりません。引き続き指導を受けながら栽培をしていきたいとの事です。農用地区域内農地ですが、一時的な利用に供するものであり、代替性がなく、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないため転用はやむを得ないと判断いたしました。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは、番号１の案件につきまして小野委員より説明をお願いします。

小野委員

資料７、８ページをご覧ください。当該地ですが〇〇の裏側の土地で田んぼでした。土地が非常に宅地化して、１か所だけ畑が残った部分が今回の申請をした場所です。その所有者の〇〇番〇〇が建物です。〇〇番〇〇には塀があり段下になっていて、１段低いところに申請地があります。ここは薪を置き、階段がある場所です。〇〇番〇〇がもともと畑だったので、〇〇番〇〇と一緒に今まで管理してきました。畑と通路の区別が全くなく、同じ畑として扱っていました。〇〇番〇〇の畑を売ることになって、土地が全部売れてしまうと階段と薪を置く場所がなくなってしまうため、通路として確保したいということです。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。番号１の案件につきまして、それぞれご意見、ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号１の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号２の案件につきまして白石委員より説明をお願いします。

白石委員 ９ページ、１０ページをご覧ください。申請者は〇〇で〇〇の方です。今の住宅を壊しその後、新築するのでそれに伴って隣の住宅に接している畑地の一部がかかってくるので今回の申請に至りました。特に問題はないと思います。現地を確認しましたが、特に問題はありませんでした。あと、一部に小さな作業小屋がありますのでその部分も含めての申請ということです。

議長（会長） ありがとうございます。番号２の案件につきまして、それぞれご意見、ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。

小野澤委員 地図を見ると建物と倉庫があるように見えます。転用の全体が見えません。詳しく説明してください。

議長（会長） 事務局で補足説明をお願いします。

事務局 ただいまの小野澤委員の質問にお答えいたします。１点目ですが農業用だけではなく倉庫の使い方もしたいということで、あわせて転用するということです。転用面積の中に倉庫部分がかかった形で転用の申請を頂いています。２点目は住宅の概要については資料１０ページを見ていただいたほうが分かりやすいかと思います。〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、これらの土地は転用をしています但地目を変更してないようです。この６筆に、住宅が建っているということになっています。ただ、その住宅を建て変えるにあたって、この〇〇番にかかる計画となっているため、かかっている部分とその倉庫への通路部分とあわせて転用したいという申請で伺っています。

議長（会長） ただいまの説明でよろしいですか。

小野澤委員 はい。

議長（会長） 他にご質問ありませんか。ないようですので、採決に入ります。番号２の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号３の案件につきまして北沢委員より説明をお願いします。

北沢委員 先ほど現地視察に行った場所で、ソーラー発電で更にリンゴの栽培をされています。複合的な経営をされていて、大きな問題もない状況です。営農類型の中でも安定した状況の中で進めていけるのではないかと思います。

議長（会長） ありがとうございます。番号３の案件につきまして、それぞれご意見、ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。

五十嵐委員 一つ教えていただきたいのですが、先ほど施工工事、単管工事は自分でやりましたと話していましたが、太陽光発電のメンテナンスはどなたがやっているのでしょうか。自分でやっているのでしょうか。

事務局 五十嵐委員のご質問にお答えいたします。おっしゃるとおり設置してあります単管部分については、申請者が自らおやりになるということですが、パネルの部分につきましてはそのパネルの購入業者がいますので、そちらの方とお話をして点検、撤去の見積り等を頂いている状況です。

議長（会長） ただいまの説明でよろしいですか。

五十嵐委員 はい。

議長（会長） 他にご質問はありませんか。

白石委員 今回初めて農業用の太陽光施設を見させてもらいましたが、知っている範囲で答えていただければと思います。リンゴ、ブドウ等も栽培しているという話を聞き、特に薬剤散布の時には、上の方までＳＳにかけて展着剤が付いているわけですから、発電効率が落ちていくようなことは想像されますが、そこはどうやってクリアしているのでしょうか。

事務局 ただいまの白石委員のご質問にお答えいたします。今回見ていただい

たところはリンゴで、現地でも若干説明をしましたが、作業等の影響がないように〇〇メートルの高さを確保しているということです。消毒については間隔もかなり空けていただいているので、パネルにかからないような配置にしているということで伺っています。先ほどの五十嵐委員のお答えと若干重複するところがありますが、パネルの部分につきましては地元の〇〇と連携して、点検等を行っているということです。先月、皆さんにご確認を頂きました〇〇のユーカーにもありましたが、営農型太陽光の部分、電気の発電事業者さんの方で週に1回の点検と月に1回の作業でパネルに対する点検作業を随時行っているということを確認しています。営農型太陽光というと野立てのように建ててそのままということではなくて、どのものについても建てた後の点検、作業は随時やっていると認識をしていますので、こちらの農薬散布等の影響についても、問題ないと思います。

議長（会長） ただいま説明した範囲でよろしいですか。

白石委員 はい。

伊藤委員 付随したようなことですが、あれだけポール等を立てたら、リンゴが傷物ばかりだと思います。風が吹くし、木も伸びます。どうなっているのかお聞きしたいと思います。

事務局 ただいまの伊藤委員のご質問にお答えします。現地でも、先ほどの説明の中でもお話をさせていただきましたが、基本的にはこのリンゴ栽培は、間隔をとっているということと作業等については、JAの指導員さんと協議をする中でしっかりと進めています。リンゴが当たってしまったり傷物になってしまったりしますが、JAの指導員さんからの意見書も申請上で付けていただいていますので、その中ではパネル設置の上部だけではなくて全て含めて、霜とか雹も含め日焼けの防止にもいい意味で効果があるということです。若干ですが〇〇パーセントほど日照が不足するので、その分、糖度上昇が遅れるのでいい効果があるということ、あとはリンゴの木の倒壊の被害が強風等であった場合でも大丈夫ということと、降雪があってもパネルと支柱があることによって守られている部分もあるということで、いい面の方が多いのではないかとということです。悪い面の影響が出ないように指導を受けながらやっているということで確認しています。問題ないと判断しております。

議長（会長） よろしいですか。

伊藤委員 はい。

保科委員 今回行ったところの周りにフェンスがなかったのですが、ある程度高さがあるものはベースがなくてもいいのかなと思います。どうですか。

事務局 ただいまの保科委員のご質問にお答えいたします。フェンスについては、特段、決まりがないのが実情であります。ただ、発電としての高圧の電気を使うということで、危険防止のために野立てだったり太陽光でも出力が大きいところについては、みだりに人の出入りがないように、防護柵、またフェンス等の設置があるというところですが、先ほど見ていただいた今回の案件のところにつきましては、規模とすれば〇〇キロほどですのでそれほど大きくない、余り高圧でない発電事業ということなので、フェンスを設置していないという状況です。

議長（会長） よろしいですか。他にありませんか。

比田井委員 冬期の太陽光パネルの管理についてお聞きしたいのですが、雪下ろしはするのでしょうか。

事務局 ただいまの比田井委員のご質問にお答えいたします。基本的には太陽光のパネルの上に乗ったものは、太陽光自体が光を吸収する素材になっていますので、大量の雪が降らない限りは雪を下ろす必要性はないというところです。今回の申請者さんは全てご自身でできるということで、雪が降った場合についても雪下ろしについても、ご自身で対応されるということで伺っています。

議長（会長） よろしいですか。

比田井委員 はい。

議長（会長） 他にありませんか。

五十嵐委員 お話を伺うと高評価ですが、他に広がっていかないというのは、やはり設置が自分でできないのと高額になっていることがベースにありますか。

事務局

ただいまの五十嵐委員のご質問にお答えいたします。今回の申請については、自信を持って許可相当で問題ないでしょうと送り出せる案件であると同時に、それが広がっていかないのはどうしてかという問題に突き当たると思います。五十嵐委員がおっしゃったとおり、やはりパネルの設置を誰がどの程度、幾らするのかっていうところの正解は、正直、誰も分からないという中で、ご自身の農地でパネルの下で栽培はできるけれども、どの程度上に太陽光載せていいのか分からない、いっぱい載せていっぱい儲ければいいかというところと今度は管理が大変になりますし、設置費も初期投資がかかるというお話になってきます。そのバランスが取れる方は、今回の申請者さんのように、一部はご自身でできる、また一部はお知り合いが近く電気事業者さんと連携できる方で、なおかつご自身でも営農できるというのは稀なケースだと理解はしています。よくお問合せを頂く中では、下営農されてないというもの、日照がよくて風通しもよくて気候がよくて発電効率がいいので、太陽光パネルを設置したいというものです。農地を見ると、荒れているところ、段々になっているところと基本的にほとんど手を入れない状態でパネルの設置をすれば、電気事業者さんとしては非常にいいモデルになるのでご相談を頂きますが、それだけ大量のパネルを設置した下部の大きな面積を誰がどのように耕作して、収量8割を確保できるのかという問題に突き当たった時に、大体の事業者さんが頓挫されるという傾向にあると思います。五十嵐委員のご質問に端的にお答えすると、電気の発電事業の初期投資部分等を回収、それから営農というところのバランスをとれる方が余りいらっしゃらないのではないかと理解しているところです。

議長（会長）

今お聞きしますと農地の上に立てれば投資効果だと思いますが、今の説明でご理解頂きましたか。

五十嵐委員

上の発電部分はそれぞれこの電気屋さんでも大手がたくさん参入されて、申請をすればみんな手を挙げているのだろうと思います。問題はその土地の下の部分の営農というところが、十分にできないことが1番の理由だと思います。今、東御市ではワイナリーが非常に脚光を浴びていて、ワイン用ブドウは棚が低くて高さが決まっていますので、その上に太陽光を載せるのは、推奨モデルとしては非常に話が通りやすいような気がします。大手電気屋さんには貸す、下はブドウを自分が作るというのが、なかなか広がっていないので、現地を見させてもらっても疑問に残るところです。難しいところがあるのではないかと感じます。

議長（会長） 事務局からお願いします。

事務局 ○○のワイン用ブドウの畑を見てもらうと、発電しても電柱がなくて売り先がないというのが基本的にあります。電柱がそばにあればできますが、なければそこまで建柱して引っ張っていかなければいけないというのがありますので、それも大きな阻害要因の一つだと思います。

議長（会長） 今の説明でよろしいですか。

船田代理 実は○○にも太陽光発電をしないかという業者の問合せがありました。ただ景観の問題ですとかいろいろ関係がありますので、その後は全然来てはいません。

議長（会長） 補足説明をそれぞれ頂きましたが、よろしいですか。それでは採決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。それでは次に、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について4件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局 第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてです。

5-1 ○○番○○、所有権移転です。資料は7ページ、15ページ、16ページです。場所は○○の南西側にある農地です。建売分譲敷地の申請です。譲受人は○○の○○、譲渡人は○○の方です。譲受人は○○で建売住宅販売の実績があります。申請地にて○○平方メートルから○○平方メートルの○○区画の分譲を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

5-2 ○○番○○、使用貸借権設定です。資料は17ページ、18ページです。場所は○○の西側にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は○○の方、譲渡人は○○の方です。申請者は○○から申請地を譲受け、住宅とするもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

5-3 ○○番○○、使用貸借権設定です。資料は19ページ、20ページです。場所は○○の西側にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人、譲渡人共に○○の方です。申請者は父から申請地を譲受け、住

宅とするもので譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。なお、申請地は〇〇年〇〇月に農振除外済です。第2種農地で代替性がないということで、転用はやむを得ないと判断しました。

5-4 〇〇番〇〇、所有権移転です。資料は19ページ、21ページです。場所は〇〇の東側にある農地です。通路敷地の申請です。譲受人、譲渡人共に〇〇の方です。申請者は進入路が狭く、車両の出入りが不便だったため、申請地を譲受け、通路とするもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

議長（会長） ありがとうございました。それでは、番号1の案件につきまして小野委員より説明をお願いします。

小野委員 4条の1番案件と全く同じ場所です。15ページを見ていただきますと、この土地は空き地になっていまして、除草剤で管理をしていますが使い道がなく、農機具も何も持っていなくて土地を売りたいということになり、住宅を建てることになりました。〇〇というメーカーさんが決まり、広い土地なので〇〇棟建つということです。周りが全部住宅ですから問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。番号1の案件につきまして、それぞれご意見、ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。ないようであれば、採決に入ります。

（全員挙手） ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。それでは、番号2の案件につきまして上原委員より説明をお願いします。

上原委員 地図は17ページ、18ページをご覧ください。場所は〇〇から〇〇を少し出したところにあります〇〇の交差点を北側に上ったところです。譲渡人は〇〇にお住まいの〇〇、譲受人は〇〇にお住まいの〇〇です〇〇は〇〇の〇〇に当たります。〇〇は、現在、申請地の隣にあります自宅にご両親と奥さんと子供さんとお住まいになっていて、家が狭くなったということで、今後の生活基盤を固めるためにおじいさんの所有する土地を譲受け、住宅を新築したいということです。第1種低層住居専用地域でもあり特段問題はないと思いますのでご審議のほうよろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。番号2の案件につきまして、それぞれご

意見、ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。

小宮山委員 たまに所有権移転ではなく使用貸借権といったパターンが出てきますが、これは何か思惑があってそのようにしているのですか。

議長（会長） 事務局からお願いします。

事務局 ただいまの小宮山委員のご質問にお答えします。税金を考慮して使用貸借権にしているという方がいらっしゃるという認識でいます。今回のケースでご説明をさせていただきますと、所有者が〇〇で家を建てられたいのが〇〇ですので、ここで所有権移転をして地目だけではなくて所有権の変更登記をかけてしまうと生前贈与になりますので、税金も発生する上に、固定資産税を払わなければならないのは〇〇ご自身にかかってくるということです。お身内であれば、使用貸借権を結んで家を建てられる方が多くいらっしゃるという認識です。

議長（会長） よろしいですか。

小宮山委員 はい。

議長（会長） 他にないようであれば、採決に入ります。番号２の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。それでは、番号３の案件につきまして杉田委員より説明をお願いします。

杉田委員 それでは資料１９ページ、２０ページをご覧ください。場所は〇〇の南側に位置します。〇〇のすぐ西側です。譲渡人は〇〇、譲受人は〇〇、〇〇で〇〇です。〇〇、〇〇は近くのアパートにお住まいですが、手狭になったということで、〇〇の所有する畑に住宅を建てるということで今回の申請になっています。近隣の農地の所有者の了解も得ており、建物自体が平屋建てということで、北側に〇〇番の畑がありますが、日照に関する影響は軽微であるということと、あとは南側の〇〇の農地にありますので周辺の農地に関する影響は余りないということです。雨水についても地下浸透をするということです。特段問題ないかなと思いますが、ご審議をお願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。番号２の案件につきまして、それぞれご意

見、ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。

伊藤委員 使用貸借権ですが、30年たったらどうなるのですか。

事務局 ただいまの伊藤委員のご質問にお答えいたします。特に協議がなければ継続するという契約になっていますので、あくまで一区切りが30年と考えていただいて結構かなと思います。永年というものに関してはそのまま自動的に継続をされるというものです。

議長（会長） よろしいですか。他にご質問ありませんか。ないようでありますので採決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号4の案件につきましても杉田委員よりお願いいたします。

杉田委員 資料は19ページと21ページです。場所は〇〇の縦道です。〇〇の1番北側に位置するところです。21ページに〇〇番〇〇、〇〇の宅地の出入口が〇〇番〇〇は幅〇〇メートルぐらいで細長く、宅地に接していません。車で出入りする際、〇〇番〇〇の中に入って回転するのが非常に厳しいため、毎回、道でハザードを出して交通量が減ったらバックで入れています。非常に出入口が狭いので、北側に畑を持っている〇〇〇に相談をしまして、その隣接地の一部を分筆して、〇〇番〇〇を宅地の出入口として譲受けたいということで今回の申請になっています。よろしくお願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。番号4の案件につきまして、それぞれご意見、ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入りたいと思います。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。ただいまから10分間の休憩に入りますのでよろしくお願いします。

休憩

議長（会長） それでは、第4号議案に入ります。農地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。檜原龍太郎さんと柳澤大作さんの退出をお

願いたいと思います。

事務局 第4号議案、農地利用集積計画3月分について説明します。資料の4ページから5ページが通常の利用権設定です。19件、27筆、合計38,468平方メートルです。資料の6ページが所有権移転です。1件、1筆、1,195平方メートルです。資料の7ページから9ページが中間管理機構を使った利用権設定です。17件、58筆、合計61,580平方メートルです。全体の合計は37件、86筆、合計101,243平方メートルです。

議長（会長） ありがとうございました。それでは、ご意見ご質問のある方は挙手の上発言をお願いいたします。

小宮山委員 土地改良区とか水田に関して水代がないところがあるのですか。

事務局 水利費の関係ということでよろしいですか。基本的にはどこでも水利はある程度発生をすると思います。特に水田関係、畑かんの関係も負担金等が発生しているかとは思っています。

小宮山委員 単価が違ってもあるということですか。

事務局 大体の地域が入っています。東入区、西入区、聖区は水利組合に入っていないと思います。

小宮山委員 中間管理の欄に借賃がゼロとありますが、水代だけは耕作者が負担するのですか。

事務局 借賃は中間管理を通しての借地の中には含んでいないので、どちらが払うかについては相対でのご相談の中でお決め頂いていると思います。水利権そのものを今回の賃貸借の中でお渡しするわけではないので、権利自体は地主さんをお持ちかと思っています。お支払いをどうするかについては相互でのお話合いによってとなるかと思っています。賃料の発生しているものは、水代部分を含んだ賃料になっている場合もあろうかと思っていますし、使用貸借となっている部分に関しては水代だけ別途耕作者がお支払いしているというようなパターンも当然あるかと思っています。

議長（会長） 今の説明でよろしいですか。

小宮山委員

了解です。

五十嵐委員

今の件ですが、私も中間管理に水田を貸していますが、私の契約の場合は賃料を頂いていますが、水利権のお金は私が負担しています。あくまでも土地を貸して、その賃料を頂いて水利権は私が持っていますので、水の使用料、反別割りの負担金は私が負担しています。区の出役も年に2回ぐらいありますが私が出て行っています。中間管理の方ではないという認識です。

議長（会長）

他にご質問ありませんか。ないようですので、採決に入りたいと思います。第4号議案、農地利用集積計画につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。

議長（会長）

お2人にお戻り頂いたので、次に入ります。第8回農業経営改善計画認定の審査会に入ります。5件の案件が出ておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

本日は、新規に関しては先月同様〇〇年〇〇月〇〇日までは認定新規就農者が〇〇月〇〇日から認定農業者を申請したいという方です。認定新規就農者が終わってからの申請ということで更新が2件、新規が3件で合計5件です。

まず、〇〇です。住所は〇〇、代表者〇〇です。営農類型は現状、稲作、麦類作、雑穀、目標も同様です。現状、年間所得は〇〇円、目標〇〇円で、時間は〇〇時間、目標は〇〇時間です。主たる従事者の人数は〇〇人で家族経営をしている法人です。生産は水稻、大豆、小麦が主なものとなっていて、作付面積はご覧のとおりです。生産量もご覧のとおりで、目標は水稻、大豆の少し作付を増やして生産量を増やしていくということです。加工品は、米販売は仕入れ販売が〇〇円あります。これは現状維持で目標も現状維持ということです。受託作業については少し減っていきます。減少の理由は今後、受託から賃借に切り替わり、賃借として集約をするということです。餅加工は少し頑張っ、増やしていきたいということで目標を掲げています。農用地は、現状、〇〇アール、目標は〇〇アールです。農業生産施設は、パイプハウスがありますが育苗用のハウスで、もう少し拡大し育苗ハウスも増設する目標を掲げています。生産方式の合理化に関する現状と目標・措置は、大型機械化体形の維持と拡張JGAP、穀物関係のJGAPについては〇〇年に導入済

みであって、作業の効率化はできているということです。大型機械の利用可能な圃場の整備は、自分たちで圃場を少し整備しながら機械化をしっかりして効率よく作業をしていきたいということです。経営管理の合理化に関する現状と目標・措置は、IOTを活用したPCによる総合管理で管理できているということです。農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置は、休日制度の拡充、月〇〇回のミーティング、従事者の意見交換とその実現に努めていきたいということです。その他ですが、餅の加工販売は少し積極的に取り組んでいきたいということ、播種前契約栽培による経営の安定化は輸出米、酒米、大豆に力を入れていきたいということです。経営の構成は以下のとおりで、雇用者は常時雇用が〇〇人いますがもう〇〇人増やしたい、臨時雇用は増やしながら経営を続けていきたいということです。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画は、毎年、機械の更新があり以下のとおりとなります。

続いて、〇〇、住所は〇〇、〇〇の方です。営農類型は現状、稲作、露地野菜で複合経営をされています。目標も同様に、稲作、露地野菜の複合経営です。年間所得は現状〇〇円、目標〇〇円、年間労働時間は〇〇時間、目標は〇〇時間で、主たる従事者の人数は〇〇人で、〇〇と〇〇の〇〇で経営をされています。生産は現状、水稻、スイートコーン、ブロッコリー、作付面積は以下のとおりで、生産量についても以下のとおりです。目標は、水稻を少しずつ増やしながらスイートコーン、ブロッコリーも、作付と生産量を拡大して所得を獲得していきたいということです。農用地及び農業生産施設は、現状は〇〇アール、目標〇〇アールです。ビニールハウスは、〇〇棟あり目標も同様に現状維持で〇〇棟です。生産方式の合理化に関する現状と目標・措置は、自分が所有しているトラクターの規模、労働力等を考えるともう少し規模拡大ができる余力があるので、地域でリタイアが出てくる水田を、地域で軽減しながら機械規模レベルまでは頑張っていきたいということです。経営管理の合理化に関する現状と目標・措置は、現状、作業日誌は白色申告で、複式簿記取得による青色申告、データ管理をしていきたいということです。農業従事の対応の改善に関する現状と目標・措置は、特に休日制度も設けず、常に働けるだけ働いている状況なので、休日制度を設け、年齢のこともあるため体力の続く限りは頑張っていきたいという目標を掲げています。経営の構成は以下のとおりです。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画は、ドライブハローが〇〇件出ています。

ここから新規の案件です〇〇、住所は〇〇、〇〇にお住まいです。出身は〇〇です。〇〇年〇〇月〇〇日に新規就農されて、〇〇年目を迎えているところです。営農類型は現状、果樹類、目標も同様に果樹類です。年間所得は現状、〇〇円、目標〇〇円です。労働時間は〇〇時間から目

標〇〇時間で、主たる従事者は〇〇人、〇〇本人です。生産は、生食ブドウ、ワイン用ブドウ、リンゴですが、目標はブドウとワイン用ブドウで頑張っていきたいということです。作付面積と生産量は以下のとおりです。加工品、ワイン用ブドウを作っていられっしやいますので、ワインを作ってワインの販売に力を入れていきたいということです。現状〇〇円、目標〇〇円で、その他の加工はドライフルーツ等があります。農用地は現状、〇〇アールから目標〇〇アールで倍に増やしますが、目途はついているところです。生産方式の合理化に関する現状と目標・措置は、現状、シャインマスカットについて木の成長を待っている段階で、ワイン用ブドウについても同様で、幼木の成長とともに生産量が見込めてくるので、しっかりと所得を獲得していきたいということです。経営管理の合理化に関する現状と目標・措置は、現状、フリーソフトにて管理をして青色申告を実施しています。今後も引き続き、経営管理に努めるとともに、ワインについては今後生産本数が増えてくるので販路の模索をしながら、現状は在庫を抱えていませんが、将来も在庫を抱えないようにしていきたいということです。農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置は、現状は全て1人で作業をしています。概ね間に合っている状況ですが、繁忙期については臨時雇用者を確保しながら、人材については若手を確保していきたいのでSNS等の情報発信をしたいということです。経営の構成は以下のとおりで、生産量が増えるにつれて臨時雇用を考えていきたいということで、雇用者は下記のとおり掲げています。生産方式の合理化に係る農業機械の取得計画は、乗用モア、SSを挙げています。収支計画は、新規の案件ですので、現状、〇〇年の決算になります。ワイン用ブドウ、リンゴ、ワインを売上げまして〇〇円の収入、それに対して経費が〇〇円かかっていて、マイナスということです。目標はワインの生産本数、それから生食ブドウのシャインマスカットの販売、それらを増やして〇〇円の収入、経費は〇〇円、〇〇円の所得を確保していきたいという計画です。

続いて、〇〇、〇〇ご夫妻です。住所は〇〇番、〇〇の方です。営農類型は、果樹類、目標も果樹類です。現状〇〇円、目標〇〇円で、年間労働時間は現状、〇〇時間、目標〇〇時間で、主たる従事者は〇〇人、〇〇と〇〇です。生産は、生食ブドウの作付面積は〇〇アールに対して、生産量は〇〇キログラムです。目標は〇〇キログラムです。現状、全部が成長し切っていない木がありますので、成長するにつれて生産量を見込めるというような計画です。畑は全部借入れ地で、現状〇〇アール、目標についても同様です。生産方式の合理化に関する現状と目標・措置は、農地の集約化、栽培の合理化、肥料対策などを掲げていて、自動車です〇〇分以内に移動可能な圃場確保ということで集約化をしながらト

ンネルメッシュなどを施設化して栽培の合理化を図っていききたいということです。また改植をしながらやっているところです。経営管理の合理化に関する現状と目標・措置は、会計ソフト使用、ブランド化、新販路、情報発信を進めていきながらやっていききたいということです。農業従事者の態様の改善に関する現状と目標・措置は、人材確保、人材育成、家族経営協定ということで、家族経営協定は既に締結済みです。今後継続していききたいということですが、もともと〇〇が障害者施設に働いていたということもあり、新規就農者の目標、これからの経営の展望の時に、障害者を雇用したいという思いがあり農業を続けていますので、障害者施設でのアルバイトや、就農施設の連携、障害者雇用を少しやっていききたいという目標を掲げています。経営の構成は、以下のとおりで、雇用者についても以下のとおりです。生産方式の合理化に係る農業機械の取得計画は、SSを〇〇台です。農業経営改善計画の収支計画は、現状、〇〇年は、売上げ〇〇円に対して、農業経営費〇〇円は、農業所得〇〇円です。5年後は生産量をアップして売上げ〇〇円、農業経営費が〇〇円で、農業所得〇〇円で目標を掲げています。

続いて、〇〇、〇〇ご夫妻です。住所は〇〇番、〇〇の方です。出身は、〇〇、奥さんは〇〇です。この方も〇〇年〇〇月〇〇日に就農された方で、今回5年目を迎えて認定農業者の申請ということです。営農類型は、現状、露地野菜、目標も同様に露地野菜になります。年間所得は現状、〇〇円に対して目標〇〇円です。年間労働時間は現状、〇〇時間に対し目標は〇〇時間で、従事者については〇〇人です。生産は、ブロッコリー、キュウリ、野菜セットということで多品目を生産し、セットにして販売をしています。生産量については現状、ブロッコリーは〇〇株、キュウリは〇〇キログラム、野菜セットは〇〇セット、目標は、ブロッコリー〇〇株、キュウリは〇〇キログラム、野菜セットは〇〇セットです。農用地は現状、〇〇アール、目標〇〇アールに拡大をしていききたいということです。生産方式の合理化に関する現状と目標・措置は、現状は指標に基づく、施肥、農薬等の生産管理をしていますが、緑肥等を使用して施肥量の低減と新薬などの利用により、農薬使用回数を減らしながら、最新の栽培方法を学びながらやっていききたいということです。経営管理の合理化に関する現状と目標・措置は、現状、従業員〇〇名と家族での経営で販路は農協主体であり、目標は従業員〇〇人で、栽培管理は従業員に任せ販路の開拓など経営管理を主体的にやっていききたいということです。〇〇と〇〇に販売店を持って単価アップを狙っていききたいということです。農業従事者の態様の改善に関する現状と目標・措置は、労働時間の現状は多く、従業員の給料は少なめなので、目標は年間休日〇〇日を目指して、従業員の福利厚生等を整えながら働ける環境を

よくしていきたいということです。経営の構成は、〇〇、〇〇の〇〇名、雇用者はご覧のとおりです。生産方式の合理化に係る農業機械の取得計画は現状の取得計画はありません。収支計画は、収入は〇〇円ほどあり、経費が〇〇円ほどかかっている、収入は〇〇円です。今後は、目標が収入〇〇円、経費〇〇円、収入〇〇円です。説明については以上になりますが、よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは番号１の案件を山田委員より説明をお願いします。

山田委員 この申請者は〇〇、代表者〇〇ですが、先般ありました東御市農業委員会表彰で表彰を受けられた方です。前回に概要等については、若干ご説明をさせていただいていますので、繰り返す内容はないと思っています。更新でありますし、非常に安定度の高い状況の中で、経営が続けられています。地域計画、目標地図の関係にも、積極的に関与していきたいと言われています。申請内容については事務局からの説明があったとおりです。特段、問題となる事柄等はないと思われますので、ご審議のほうよろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。番号１の案件につきましてご質問ありませんか。ないようですので、番号２の案件につきまして井出委員より説明をお願いします。

井出委員 〇〇は〇〇の方です。学校を卒業してからずっと専業農家です。現状は、ご夫婦で営農されています。また〇〇の集落営農組織の中心的人物で、その地域の水稻、作付等については、率先して引っ張っています。これからも、引っ張っていくというお考えもありますので特段問題はないかと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。番号２の案件につきましてご質問ありませんか。ないようですので、番号３の案件につきまして白石委員より説明をお願いします。

白石委員 〇〇出身の〇〇で就農して年数も経っていないということですが、特にブドウを中心に生食用とワイン用ブドウを栽培していますが、今後、成長を見ながら収益を増やしていくというような状況です。〇〇人での作業なので、今後、労働力を確保するような生産量になってきた時には、考えていかなければならないというような状況です。これからというこ

となので、意欲を燃やしています。経営管理等は、青色申告をしているので、評価できると考えています。

議長（会長） ありがとうございます。番号3の案件につきましてご質問ありませんか。

五十嵐委員 収支計画について質問ですが、その他の経費が多いのはこういった理由がありますか。また、SS等の機械導入をするのであれば、減価償却費は少くないですか。

事務局 経費は委託加工費が〇〇円、その他が〇〇円、この方は肥料費とその他の修繕費関係、作業用衣料費、その他経費がありますが、全部その他にまとめて申告をしているので、このような表記になっています。基本的に中古品の導入を考えているということです。それほど多量な減価償却費を見込んでいません。農機具費は基本的に機械を買った時は減価償却になるので、農具費については経費を見込んでいないところでありますのでよろしくお願いいたします。

議長（会長） よろしいですか。

五十嵐委員 SSが〇〇円で買えるとは思えません。

事務局 農機具を買った時は全部減価償却費に含まれるので、今回は中古を買う予定ではありますので、中古の耐用年数を2年で割ってはいますが、〇〇円の2年なので、〇〇円は新規の分として入っている計算にはなっています。

五十嵐委員 経費の内容でいくと、その他が非常に大きいのは今の説明のとおりで納得ですが、収入がマイナスの時点で設備投資をしていくという時に非常に厳しいです。よく見てあげないと、厳しい結果になってしまう感じがします。よく見てあげて欲しいと思います。

事務局 新規就農者は、所得がマイナスに見えていますが、実際、補助金をもらっていますので〇〇円を足すとプラスにはなります。新規に就農してから5年間は1年に〇〇円の補助金があります。前回の新規就農者、今回の新規就農者も、この収支計画には〇〇円の収入は入れていませんので、マイナスに見える方もいます。5年間のうち最後の5年目は、〇〇円をどう使うか、貯めておくのか、次のステップのための

使い方を考えている人もいます。本来であれば青年等就農計画で、5年目の所得が〇〇円を目指す計画を立てていただいて新規就農しています。本来であれば、就農後5年目で〇〇円を目指さなければいけないのですが、補助金〇〇円をもらえることもあって、設備投資をしていくかということを考えている就農者はいます。計画的に投資をしているっていうところは見ていただき、新規就農後もサポートチームと言って市とJAの指導員、上田農業農村支援センターで経営を見ながら支援をし続けていきます。またお近くの農業委員さんがいましたらお声掛け、また情報を頂ければと思っていますので、見守っていただければと思います。

議長（会長） ありがとうございます。ご質問ありませんか。ないので、番号4の案件につきまして北沢委員より説明をお願いします。

北沢委員 今まで他の方が農業をしていましたが、もう高齢のため、〇〇が農用地を一切引受けました。まだ幸せなことに年齢も若いので、ご夫婦で取り組んでいるので、今後は関係機関の指導がかなり重要になってくると思います。本人も若いということと、やる気満々ですから、今後の認定農業者の位置づけにあわせて、指導していく必要があると思われます。

議長（会長） ありがとうございます。ご質問ありませんか。ないので、番号5の案件につきまして田中委員より説明をお願いします。

田中委員 申請者の〇〇ご夫妻ですが、〇〇年前に〇〇に移住してきました。新規就農者としてキュウリ、ブロッコリーを中心に〇〇アールの耕作をしています。大変人柄もよくて高齢者の方が耕作できなかった農地を引受け、ブロッコリーを中心に規模拡大を図っています。本年度につきましても既に〇〇で、〇〇アールほど耕作地を確保していますので、今後生産拡大と販路拡大に努めていきたいということだそうです。近い将来に、法人化を目指し雇用人数も増やし、東京に販売店を持ち、販路の拡大を図っていきたいと考えているそうです。地域の担い手として大いに期待できる夫婦ですのでぜひ応援したいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。ご質問ありませんか。ないので、第8回農業経営改善計画認定審査会を終了とさせていただきます。

本日の提案事項につきましては全案終了とさせていただきます。ありがとうございました。

事録署名人_____

(※直筆をお願いします)